

## 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 中期的リスクの低減目標マップ（平成 27 年 2 月版）の進捗について

平成 27 年 8 月 5 日  
原子力規制庁

### ○概要

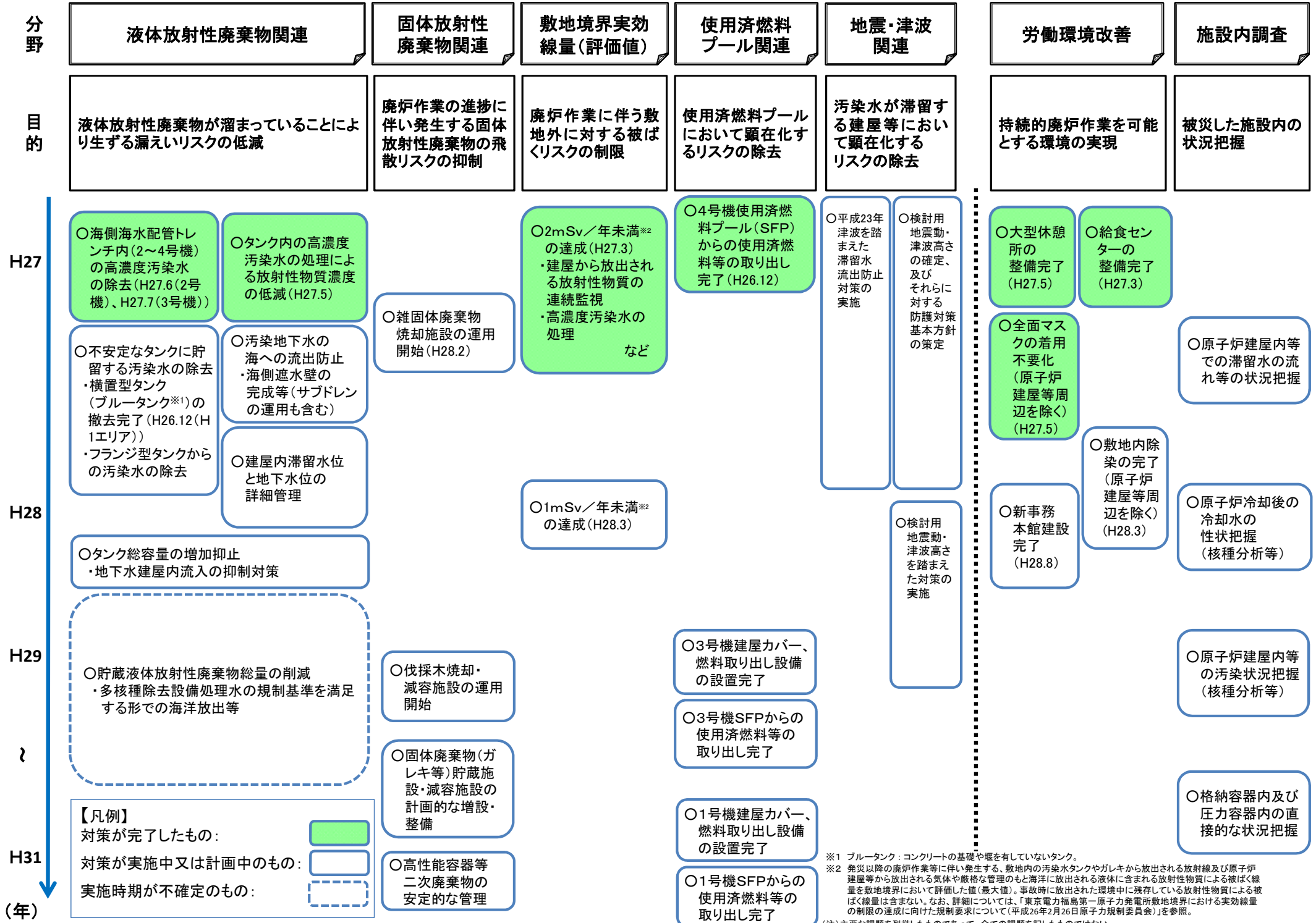
- ・平成 27 年 2 月 18 日の平成 26 年度第 57 回原子力規制委員会において、福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、中期的リスクの低減目標マップ（平成 27 年 2 月版）（以下、「リスクマップ」という。）を策定した。
- ・今般、策定から約半年経過し、リスクマップのいくつかの目標について達成されたため報告を行い、それらの進捗を踏まえた改定を行う。

### ○進捗項目

- ①海側海水配管トレンチ内（2～4 号機）の高濃度汚染水の除去（H27. 7）
- ②タンク内の高濃度汚染水の処理による放射性物質濃度の低減（H27. 5）
- ③廃炉作業に伴う敷地境界実効線量（評価値）の年間 2 mSv 未満の達成（H27. 3 時点で年間 1. 4mSv と評価）
- ④大型休憩所の整備完了（H27. 5）
- ⑤原子炉建屋等周辺を除く全面マスクの着用不要化（H27. 5）
- ⑥給食センターの整備完了（H27. 3）

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成27年8月版)

平成27年8月5日  
原子力規制委員会



※1 ブルータンク：コンクリートの基礎や堰を有していないタンク。  
 ※2 震災以降の廃炉作業等に伴い発生する、敷地内の汚染水タンクやガレキから放出される放射線及び原子炉建屋等から放出される気体や厳格な管理のもと海洋に放出される液体に含まれる放射性物質による被ばく線量を敷地境界において評価した値(最大値)。事故時に放出された環境中に残存している放射性物質による被ばく線量は含まない。なお、詳細については、「東京電力福島第一原子力発電所敷地境界における実効線量の制限の達成に向けた規制要求について(平成26年2月26日原子力規制委員会)」を参照。  
 (注) 主要な課題を列挙したものであって、全ての課題を記したのではない。